

御船町農業委員会会議録

平成 28 年 7 月 11 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 7 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 11 日 (月) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員 (18 名)

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 10 番 山下 啓四郎

14 番 河地 友好 以上 2 名

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 7 報告書第 8 号合意解約の件について
- 8 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。20日からの豪雨に関しましては、被害に遭われた方々にはお見舞い申し上げます。被害報告としては、1500件あまりの報告がっております。本日は、白石が罹災関連で手伝いに行っておりますので欠席させていただきます。只今より平成28年7月の総会を始めさせていただきます。本日は18名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん18名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成28年7月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、皆さん6月大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。梅雨とはいえども天気が雨ばかりで大変だと思います。平坦地区は田植の最盛期だと思います。日照不足で苗の発育がよくないような状況だと思います。4月に熊本地震が発生しまして、御船町に起きましても多大な被害が発生しております。大雨が降り御船町全域に甚大なる被害が発生しております。今回の天災がダブルできております。これからの復興にも時間が掛かるかと思えます。また、山間部におきましては、離農される方々もおられます。A分類の農地が多くなると思えます。我々農業委員としても、見守っていきたいと思えます。さっそくではありますが、議案審議を行います。それでは、議事録署名委員の指名を行います。16番 藤本委員 17番 松岡委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第30号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号農地法第4条第1項の規定に基づき別紙

のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成28年7月11日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
2ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△の一部 地目田 面積△㎡の内△㎡(実測)

大字〇〇字〇〇〇 地番△△の一部 地目田 面積△△㎡の内△△㎡(実測)

大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△㎡の内△㎡実測 理由4条許可(県)転用の目的 アパート建設 田3筆 計△△△㎡です。

②です。所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇
物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△の一部 地目田 面積△㎡のうち△㎡(実測)

大字〇〇字〇〇〇△△の一部 地目田 面積△△㎡のうち△△㎡(実測) 田2筆△㎡です。理由4条許可(県)転用の目的 建設資材置場(一時転用)です。

4条申請は、2件の申請です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。4条の申請2件でした。

事務局

では、4条申請①の要件等の説明を事務局お願いいたします。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は〇〇であります。地図が5ページに記載しております。国道443号を行くと〇〇〇がございます。そこから右折していただき旧県道を道なりに進むと申請地がございます。農地の区分といたしましては、第2種農地と判断しております。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地にあたります。転用目的としては、申請地は役場より直線で2km位離れた東側を道路、南側を道路・水路、西・北側を水路に囲まれております。国道443号から集落に入ってすぐの場所でもあり、住環境が整っており、アパートの需要が高いということから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は

極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。

続きまして、一般基準です。資力及び信用です。

自己資金及び借入金にて対応する計画であり、住宅等建設資金借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの計画であり問題はないと判断いたします。

計画性の妥当性は、田 3 筆△㎡宅地（アパート 3 棟、駐車場他）する計画であり、妥当と判断いたしました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を宅地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。こちらに関しましては、4 ページをご覧くださいと解るのですが、事業計画がございませぬ、建物といたしましては、木造のアパート 2 階建て 3 棟で 20 戸と駐車場 40 台分であります。給排水計画としては、公営上水道引込、雨水に関しては、浸透枘処理後、水路へ放流する計画であります。雑排水・汚水の関しては、公共下水に放流する計画であります。5 ページから 7 ページに排水計画・現地写真等が掲載しております。ご確認ください。

総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条アパート建設の申請でした。担当委員 13 番委員説明をお願いいたします。

13 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さ

んから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員
議 長

異議なし。

意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、8ページをご覧ください。場所につきましては、先ほどの申請地の北側になります。隣接した農地を一時転用し資材置場にしたいということでありました。10ページをご覧ください。①の計画に②の申請が必要と判断されたので申請されております。工事車両や資材置場にしたい意向がありまして今回の申請に至りました。①の工事が終了すれば農地へ戻す約束をされました。一時転用の申請がありました。こちら一般基準に関しましても、①番と同様であります。違うのは一時転用ということだけあります。期間としても1年間であります。確約書を付けていただいております。面積が田2筆△m²です。妥当であると判断いたしました。9ページに事業計画がございしますが、給排水計画ですが、雨水に関しましては、自然浸透となっております。

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。こちらの担当委員13番委員より説明をお願いいたします。

13 番

はい、現地確認へ参りました。資材置場として転用されても何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なお判断をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。②番は資材置き場への転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか？

全委員
議 長

異議なし。

意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第31号を提案いたします事務局より説明をお願いいたし

事務局

ます。

はい、13 ページをご覧ください。

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のと
おり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 28 年 7 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条 ①譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇
〇 〇〇 譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇△
丁目△番△号 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇 字〇〇 地番△△ 地目 畑

面積 △m²理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸家。

②譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△
号 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇町△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△
号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇 字〇〇〇 地番△△ 地目 畑

面積 △m²。理由 5 条許可所有権移転 転用目的 資材置場。

③譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番
△号 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目田 面積△
m² 理由 5 条許可所有権移転 転用目的 アパート

④譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地△ 〇〇 〇〇。

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△ 合名会社 〇〇
〇〇 代表社員 〇〇 〇〇

物件の表示 ④-1 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目田 面
積△m²。④-2 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目 田 面積

△m²。理由 5 条許可所有権移転 転用目的 アパート。田 2
筆△m²です。

⑤譲渡者の住所 氏名 〇〇府〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番
△号〇〇〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△番地〇
〇〇〇△号 〇〇 〇。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目畑 面積△m²。

5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示 ⑥-1 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑
面積△㎡。 ⑥-2 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑
面積△㎡。 ⑥-3 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑
面積△㎡。 理由 5 条所有権移転 転用目的 貸駐車場 畑 3
筆 面積△㎡です。

以上農地法第 5 条使用貸借権設定・所有権移転 6 件 9 筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。では、①番から事務局より
要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、①について説明いたします、16 ページをご覧ください。
場所に関しては、18 ページをご覧ください。場所につきましては、
国道 443 号線を御船から益城方面へ行きますと、〇〇の
〇〇〇〇がございしますが、そこから左折し、約 200m 先を右折
し高速道路方面へ行った町道沿いの途中になります。審査表を
基に説明させていただきます。農地の区分ですが第 2 種農地と
判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内
にある農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地の
いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共
投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第 2
種農地にあたりと判断いたしました。面積といたしましては、
△㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役
場より直線で 5 km 位離れた東・北側を畑、南・西側を道路に囲
まれた畑地の一角である。申請人は、熊本地震により大規模半
壊となった両親の住宅を建て替えるにあたり、現在の居住地は
地割れがあり、建て直しても安心して生活ができないため、父
親所有である今回の申請地に両親の住宅を建築する計画をし
ました。また、高齢でもあり、同じ集落に住みたいということ
もあり今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規
模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的に
も農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手
への集積も問題は無いと判断いたしました。
続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては
自己資金で対応ということで残高証明において確認した
ところ特に問題は無いと判断いたしました。
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたし

ましては、抵当権が設定されている農地ではない。
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成
28年8月1日から平成29年3月31日までに工事を完了する
予定でございます。

計画の妥当性ですが、畑1筆△㎡を、貸家1棟の計画であり、
配置に不合理な点は見当たりませんでした。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を
貸家にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、
そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありませ
ん。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺
への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断
いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと
判断されます。

17 ページに事業計画がございます。ご覧の通りでございます。

19 ページに住宅建設計画図が、里道がありますが、今後、住
宅建設があっても良いようにセットバックして家を建設する
計画であります。問題はございません。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いた
します。

議 長 はい、ありがとうございます。転用目的が貸家でございます。
担当の19番委員お願いいたします。

19 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明通りでございます。何
ら問題はないと判断いたしますので、審議の程をお願いいたし
ます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見
をお伺いいたしました。震災にて住宅建設ということでした。皆
さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。
全委員
議 長 ございません。

意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思
われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いた
します。続きまして、事務局より②案件について内容の説明を
お願いいたします。

事務局 はい、21 ページをご覧ください。農地の区分としては第2種
農地として判断しております。場所につきましては、23 ペー
ジに記載しております。①番の申請地の側ではありますが○○

団地付近であります。面積につきましては、 Δm^2 であります。転用目的としては、申請地は、役場より5km離れた東・南・西側を道路、北側を宅地、畑に囲まれた畑地の一角であります。農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本市近郊中心に土木建設業・不動産業を営んでおり、現在の資材置場は、協力会社の敷地を借りていました。今回、協力会社から違う場所を探してほしいとの話があったため、他の土地を探していたところ、今回の申請地が、代表取締役の自宅にも近く管理しやすく、また、その他の条件も整ったため、農地法第5条申請に至った。周辺の農地は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成28年12月31日までに工事完了。計画の妥当性ですが、畑1筆 Δm^2 を資材置場とする計画であり妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。22ページに事業計画がございます。記載の通りであります。配置に関しては、24ページに記載しております。現地写真を添付しておりますが、耕作放棄地になっているような場所でありました。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議長 はい、ありがとうございます。5条の資材置場です。担当の19番委員説明をお願いいたします。

19番 はい、現地確認に参りました。何ら問題はございません。審議

の程をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議長

意見等がございませんので、この件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より③番の説明等をお願いいたします。

事務局

はい、③の件について説明いたします。26 ページをご覧ください。こちらの場所につきましては、28 ページに載せております。申請④も同様に同じ転用の申請であります。近くでアパートの建築ということであっております。同時期に転用がありました。③から説明いたします。農地の区分としては、第3種農地と判断しております。第1種中高層住居専用地域であるため判断しました。(転用可能な地域)面積につきましては、 Δ m²であります。転用の目的としては、アパートです。役場より直線で200mほど離れた東側を水路、西側を道路、南・北側を水田の一角であります。申請人は、近年、道路整備も進み、周辺には大規模な商業施設が建設されるとともに医療施設や公園、周辺の住宅化が進み、生活環境の整った場所であり、アパート建設の計画をし、農地法第5条申請に至った。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用です。借入金及び自己資金にて対応する計画であり、賃貸住宅棟建設資金借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、田1筆 Δ m²の敷地にアパート2棟、駐車場24台分の計画であり、配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地

をアパートとすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。(周辺が農地であるため隣接農地所有者には、同意を得ております。)

法令により義務付けられている行政庁の協議の進捗状況としては、御船町開発指導審査要領による審査会において協議予定となっております。27 ページに事業計画書がございます。計画通りであります。総合的判断としては、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件について担当農業委員の13番委員お願いいたします。

13 番 はい、現地確認へ参りました。転用には問題はないと判断いたします。しかし、農道が舗装もしていないのが、問題だと判断します。舗装さえされれば問題なく4m道路が出来ると問題ないと判断します。28 ページをご覧ください。〇〇〇がございしますが、そこから入るようになりますが、道路幅がとても狭く2.5mから3.0m程しかありません離合にも困難ではないかと判断いたします。又、ここは〇〇校区でありますので、児童の通学路になりますので、配慮が必要になると判断いたします。審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・委員の説明がございましたが、皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。

20 番 ここは盛土をなさいますか？周囲は水田がありますので、水害時は、浸水する可能性が高いと判断いたしますがいかがですか。

事務局 盛土に関しては、伺ってはおりません。

議 長 道路に関しては、開発審議会でも検討していただくことにして我々が審議しなければならないのが、耕作地の日照権・農薬等散布時の配慮が必要であると判断いたします。

事務局 大手企業である会社でありますので農地にアパート建設を行うに当たり、事情を理解して対応される方がいらっしゃるかと伺っております。問題はないと判断いたします。

議 長 はい、この件につきましては、さまざまな意見がございしますが、

まとめて意見書を付けて県へ提出した方が良いのではないのでしょうか。皆さんそれで良いのでしょうか？

全委員
議長

はい、賛成です。

では、この案件にいたしまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、4番の申請の説明をお願いいたします。

事務局

はい、31ページをご覧ください。今、審議をしていただいた物件の北側の農地になります。目的といたしましても先ほどの案件と同様で、アパート建設であります。近年、道路整備も進み、周辺には大規模な商業施設が建設されるとともに医療施設や公園、周辺の住宅化が進み、生活環境の整った場所であり、アパート建設の計画をし、農地法第5条申請に至った。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用です。借入金及び自己資金にて対応する計画であり、賃貸住宅棟建設資金借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、田1筆△㎡の敷地にアパート2棟、駐車場24台分の計画であり、配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地をアパートとすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。（周辺が農地であるため隣接農地所有者には、同意を得ております。）

法令により義務付けられている行政庁の協議の進捗状況としては、御船町開発指導審査要領による審査会において協議予定となっております。32ページに事業計画書がございます。計

画通りであります。総合的判断としては、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件について担当農業委員は、13番委員お願いいたします。

13 番 はい、転用には問題はございません。道路の件については問題があると判断いたします。このアパート建設予定地の北側に仮設住宅が12棟建設予定となっております。また道路事情が発生します。全部合計すると50棟位建設される状況となっております。以上です。審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。今、事務局・委員より説明がございました。この案件につきましてご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 ③の案件と同様で農業委員会からの意見書を付けて県へ提出ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて提出いたします。続きまして、⑤の申請の許可要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、36ページをご覧ください。場所につきましては、38ページに記載しております。〇〇〇から〇〇へ向かう町道沿いがあります。今回この道路沿いで3件申請が出ております。この道沿いには、〇〇〇〇がございまして、裏手の畑であります。南側に何件か宅地がございまして、開発道路がございまして、一番奥の畑であります。40ページに写真がありますが、梅畑であります。立地基準として、第2種農地として判断しております。面積が△m²。転用目的として、申請地は役場より5kmほど離れた東・北側を畑、西・南側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、〇〇市にアパート住まいしているが、子供の成長とともに部屋が手狭になってきたため個人住宅建設を計画した。場所については、これからの生活等を考えたうえで、申請人の義理親の近くを探していたところ、たまたま義理親の隣接地の所有者と話が進み、今回、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。

資力及び信用です。借入金にて対応する計画であり、融資本審査手続案内通知書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は、平成28年8月1日から平成29年3月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、畑1筆△m²の敷地に個人住宅1棟の計画であり、配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。(周辺が農地であるため隣接農地所有者には、同意を得ております。)

37 ページに事業計画書がございます。計画通りであります。総合的判断としては、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件の担当委員は、19番委員お願いいたします。

19 番 はい、現地確認へ行ってきました。この件につきましては、何ら問題はございませんので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅建設の申請でした。この案件について、何かご質問があればお願いいたします。

全委員 異議はございません。

議 長 では、この案件について、承認いただける方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。続きまして、⑥の申請要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、⑥申請です。41 ページをご覧ください。場所につきましては、44 ページに掲載しております。こちらは益城町との町境になります。国道443号を御船から益城へ行くと、○○○へ行く道を左折しすぐ又左折したところになります。○○○○の代表取締役が今回の申請者であります。会社ではなく個人申

請であります。立地基準です。第2種農地と判断しております。面積としては、3筆ありますが、△m²です。東・南・北側を宅地、西側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、隣接で会社経営をしており、社員の駐車場が不足していることから、今回の申請について駐車場として利用したいと交渉したところ、地権者と話がまとまり、今回、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用については、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は、平成28年8月1日から平成29年9月30日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、畑3筆△m²の敷地に自家用車13台分の貸駐車場の計画であり、配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸駐車場として整備することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。42・43 ページに事業計画書がございます。計画通りであります。46 ページに現地写真を添付しております。砂利敷きの駐車場であります。総合的判断としては、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件の担当委員は、19番委員お願いいたします。

19 番 はい、只今説明がありましたように、何ら問題はないと判断しております。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局・委員からの説明がありました。この件につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

全委員 異議はございません。

議 長 無い様でございますので、この件について、承認いただける方

の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認・決定いたします。続きまして、議案第 32 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、47 ページをご覧ください。議案第 32 号農業経営基盤強化促進法代 18 条に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 28 年 7 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。こちらは、新規の利用権設定の一覧表です。今回は、貸し手 1 名 借り手 1 名 賃借権設定 1 件です。設定面積は田 4,927 m² 計 4,927 m² 次のページをご覧ください。これは、再設定の利用権設定の一覧表です。貸し手 1 名 借り手 1 名 賃借権設定 1 件です。設定面積は田 3,668 m² 計 3,668 m² です。利用権設定は、記載の通りであります、後で確認をお願いいたします。次のページをご覧ください。農地中間管理事業による農業公社を通した農地の売買です。筆数は、2 筆です。所有権移転面積は、5,589 m² です。次のページに移ります。

農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 28 年 7 月 11 日提出 上益城郡御船町 次のページに移ります。集積計画総括表です。今月は、利用権設定面積が田 8,595 m² (内 3,668 m² 再設定分) 計 8,595 m² (3,668 m² が再設定分) です。所有権移転につきましては 5,589 m² です。また、本年度 7 回目の累計で、田 212,814 m² (内 52,895 m² が再設定分)、畑 13,078 m² 計 225,892 m² (内 52,895 m² が再設定分) です。所有権移転につきましては 6,761 m² です。説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。平成 28 年 7 月度の農地利用集積計画を提案いたしました。何か質問等がございましたらお聞かせください。

無い様でございますので、この計画案に関して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で、決定いたします。続きまして、報告第 8 号をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 53 ページをご覧ください。報告第 8 号 農地法第 18 号第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので報告する。平成 28 年 7 月 11 日提出 御

船町農業委員会 次のページをご覧ください。ご覧の通り合意解約が4件出ております、解約理由としては、他者との売買のため、震災で営農ができないため、仮設住宅用地のため、転用申請のためとなっております。以上報告いたします。

議 長 これは、報告ですので、皆さんの方でご理解ください。続きまして、その他です。

議 長 では、私から提案ですが、平成28年度農業者年加入促進部長を推選して欲しいと県からの依頼が来ておりますが、平坦地区と山間地区に分かれておりますが、各1名を推選していただきたいのですが、如何でしょうか？昨年度は、山間部は鶴野、平坦部は代理になっておりました。何方かいらっしゃいませんか？

何方もいらっしゃいませんので、昨年同様で会長・副会長でよろしいでしょうか。

全委員 はい、異議はございません。よろしくお願いいいたします。

議 長 その他へ移ります。事務局からお願いいいたします。

事務局 はい、何点かございます。まず、農業者年金についてですが、部長を会長・副会長に引き受けていただきました。昨年度農業者年金加入者は、御船町は0でありましたので、ご近所でお話していただきますと大変うれしく思います。若手の方が加入したいということであれば、事務局がお話いたしますので是非とも推進していただきたいと思っております。

農業委員さんには、遠方から来庁されている方は、交通費が手渡しでしておりましたが、振込みで報酬と一緒に支払いしたいと考えております。ご理解ください。(振込口座を伺いたいと思っておりますのでご協力お願いいいたします。来月の総会通知に提出用紙を入れておきますので記入後、提出お願いいいたします。)先ほどから仮設住宅の話が出てきておりますが、町が仮設を立てる場合は、転用許可は必要ないです。個人がされる場合は必要であります。ご理解くださいお願いいいたします。

次回の総会は、平成28年8月10日(水) 本会議室で行います。13:30より行います。よろしくお願いいいたします。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

16 番

⑩

17 番

⑩